

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年3月31日現在

青森県		出荷制限
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)		青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、 陸上町 (ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類		平泉町 原木シイタケ(露地栽培) 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) 原木クリタケ(露地栽培) 一関市、奥州市 原木ナメコ(露地栽培) 大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 キノコ類(野生のものに限る。) 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町 タケノコ 一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市 コシアブラ 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町 ゼンマイ 一関市、奥州市、住田町 セリ(野生のものに限る。) 奥州市 ワラビ(野生のものに限る。) 一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
		クロダイ 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 イワナ(養殖を除く。) 砂鉄川(支流を含む。)
		牛の肉* 全域 シカの肉 全域 クマの肉 全域 ヤマドリの肉 全域
		牛の肉* 全域 シカの肉 全域 クマの肉 全域 ヤマドリの肉 全域
宮城県		出荷制限
野菜類		石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、丸森町、富谷町、色麻町 仙台市、氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、川崎町、大和町、 大衡村 、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) キノコ類(野生のものに限る。) 仙台市、栗原市、大崎市、村田町 タケノコ 栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。) クサソテツ(こごみ) 気仙沼市、栗原市 クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。) 大崎市 コシアブラ 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町 ゼンマイ 気仙沼市、大崎市、丸森町 タラノメ(野生のものに限る。) 気仙沼市、栗原市、大崎市
		クロダイ 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 イワナ(養殖を除く。) 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、瀧川及びその支流並びに瀧川4号堰堤の上流を除く。)
		アユ(養殖を除く。) 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。) ヤマメ(養殖を除く。) 白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) ウゲイ 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
		牛の肉* 全域 イノシシの肉 全域 クマの肉 全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類		土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町 土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) 茨城町 タケノコ 北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、大洗町、利根町 コシアブラ(野生のものに限る。) 日立市、常陸太田市、常陸大宮市 水産物 アメリカナマズ(養殖を除く。) 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 肉 ウナギ 茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。) イノシシの肉 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年3月31日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	ケマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
水産物	コイ	手賀沼
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成29年3月31日現在

福島県		出荷制限
クサソツツ(こごみ)		H28.3.9～: 福島市、桑折町 H28.3.1～: 福島市、伊達市、南相馬市、相馬町、三春町 H28.3.2～: 川俣町 H28.3.2～: 須川町、会津町 H28.3.10～: 本郷市、大玉村 H28.3.14～: 鶴来町 H28.3.18～: 相馬村 H28.4.4～: 会津美里町 H27.4.9～: 南相馬市
クサソツツ(こごみ)(野生のものに限る。)		H28.3.2～: 福島市、二本松市
コシアブラ		H28.3.2～: 福島市、白河市、喜多方市、会津美里町、猪苗代町、東白川 H28.3.10～: 福島市、相馬町、矢板町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、飯川村 H28.3.14～: 伊達市、いわき市、川棚町、石川町、天栄村 H28.3.17～: 鳥折町、磐谷代村 H28.3.17～: 北郷町 H28.3.17～: 佐野村 H28.3.14～: 三島町、川内村 H28.3.23～: 鴻川町、広野町 H28.3.26～: 本郷市、田村市、小野町、矢吹町、金津輕下町、玉川村、平田村、中島村 H28.3.26～: 三春町 H28.3.26～: 金津輕若狭市、鏡石町 H28.3.26～: 金山町 H28.3.26～: 駒和村 H28.4.26～: 西会津町 H28.3.3～: いわき市、二本松市 H28.3.10～: 南相馬市 H28.3.24～: 駒和町 H28.3.14～: 福島市 H28.3.14～: 駒ヶ根町、喜多方市 H28.3.18～: 三島町、内村 H28.3.26～: 鴻川町、広野町 H28.3.26～: 本郷市、田村市、小野町、矢吹町、金津輕下町、玉川村、平田村、中島村 H28.3.26～: 三春町 H28.3.26～: 金津輕若狭市、鏡石町 H28.3.26～: 金山町 H28.3.26～: 駒和村 H27.4.11～: 駒和村
コシアブラ(野生のものに限る。)		H28.3.14～: 広野町、大玉村
ゼンマイ		H28.3.24～: いわき市、二本松市 H28.3.26～: 南相馬市 H28.3.17～: 駒ヶ根町 H28.3.14～: 福島市、喜多方市 H28.3.18～: 三島町、内村 H28.3.26～: 鴻川町、広野町 H28.3.26～: 本郷市、田村市 H28.3.26～: 三春町 H28.3.26～: 金津輕若狭市、鏡石町 H28.3.26～: 金山町 H28.3.26～: 駒和村 H27.4.11～: 駒和村
ゼンマイ(野生のものに限る。)		H28.3.14～: 広野町、大玉村
ウワバミソ(野生のものに限る。)		H28.3.24～: 喜多方市、相馬町
野菜類		H28.3.1～: いわき市、相馬市、伊達市、福島市 H28.3.2～: 福島市 H28.3.7～: 福島市、白河市、猪苗代町、新地町 H28.3.10～: 大玉村、西郷村 H28.3.13～: 川棚町 H28.3.26～: 南相馬市 H28.3.14～: 広野町、鶴来村、喜多方 H28.3.14～: 二本松市、古瀬町、東郷村 H28.3.18～: 川内村 H28.3.26～: 本郷市、喜多方市 H28.3.26～: 鏡石町 H28.3.10～: 田村市 H28.3.26～: 喜多方市 H28.3.14～: 番重代村 H27.3.26～: 喜多方 H28.3.18～: 駒ヶ根町 H28.3.18～: 伊達市 H28.3.26～: 田村市、相馬市、喜多方市 H24.4.2～: 福島市、川棚町、喜多方市、南相馬市 H24.4.3～: 伊達市、喜多方市、南相馬市 H26.4.11～: 猿飛町、喜多方 H27.2.26～: 南相馬市 H28.3.10～: 本郷市 H28.3.17～: 南相馬市 H28.3.26～: 伊達市、喜多方市 H28.3.26～: 喜多方
タラメ(野生のものに限る。)		H28.3.17～: 二本松市 H28.3.17～: 伊達市、喜多方市、南相馬市 H28.3.26～: 福島市 H28.3.26～: 大玉村、西郷村 H28.3.26～: 二本松市、古瀬町、東郷村 H28.3.26～: 川内村 H28.3.26～: 本郷市、喜多方市 H28.3.26～: 鏡石町 H28.3.10～: 田村市 H28.3.14～: 番重代村 H27.3.26～: 喜多方 H28.3.18～: 駒ヶ根町 H28.3.18～: 伊達市 H28.3.26～: 田村市、相馬市、喜多方市 H24.4.2～: 福島市、川棚町、喜多方市、南相馬市 H24.4.3～: 伊達市、喜多方市、南相馬市 H26.4.11～: 猿飛町、喜多方 H27.2.26～: 南相馬市 H28.3.10～: 本郷市 H28.3.17～: 南相馬市 H28.3.26～: 伊達市、喜多方市 H28.3.26～: 喜多方
フキ		H28.3.18～: 伊達市、喜多方市
フキ(野生のものに限る。)		H28.3.18～: 伊達市、喜多方市
フキノトウ(野生のものに限る。)		H28.4.2～: 福島市、川棚町、喜多方市、南相馬市 H24.4.3～: 伊達市、喜多方市、南相馬市 H28.4.11～: 猿飛町、喜多方 H27.2.26～: 南相馬市 H28.3.10～: 本郷市 H28.3.17～: 南相馬市 H28.3.26～: 伊達市、喜多方市 H28.3.26～: 喜多方
ワラビ		H28.3.17～: 伊達市、喜多方市 H28.3.17～: 福島市、相馬市 H28.3.24～: 伊達市、喜多方市、南相馬市 H28.4.17～H27.5.15～: 伊達市、喜多方市(被曝されるワラビは出荷制限の対象から除く。) H28.4.17～H27.5.15～: 福島市、相馬市(被曝されるワラビは出荷制限の対象から除く。)
ウメ		H23.6.6～H27.8.19解除: 南相馬市(福島第一原水力発電所から半径2.0キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字学勤舎、原町区高倉字吹屋根、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林山、原町区高倉字横川、原町区馬場子薬師堂、原町区片舟行跡及び原町区大原字和田城の区域に限る。) H26.6.6～H26.10.21解除: 朝日町 H26.6.11～H26.11.11解除: 沢田町 H26.11.11～: 朝日町
ユズ		H28.3.26～: 福島市、南相馬市
クリ		H24.10.1～H26.11.17解除: いわき市 H25.10.12～H25.12.25解除: 伊達市、喜多方市 H23.10.12～H26.11.17解除: 駒馬市
キウイフルーツ		H23.12.6～H25.12.25解除: 南相馬市(福島第一原水力発電所から半径2.0キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字学勤舎、原町区高倉字吹屋根、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林山、原町区高倉字横川、原町区馬場子薬師堂、原町区片舟行跡及び原町区大原字和田城の区域に限る。) H23.12.9～H25.12.25解除: 伊達市、南相馬市
小豆		H25.1.4～H26.3.13～: 部駒町～H27.10.23解除: 福島市(旧生田町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.11.15～H25.11.7～: 部駒町～H27.10.23解除: 南相馬市(旧石神村の区域に限る。)
甜菜		H24.1.23～H25.3.13～: 部駒町～H27.10.23解除: 須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) H25.1.4～H26.3.13～: 部駒町～H26.10.7解除: 郡山市(旧駒野町の区域に限る。) H25.1.4～H26.3.9～: 部駒町～H26.10.7解除: 桑折町(旧逢崎町の区域に限る。) H25.2.18～H25.7.10～: 部駒町～H27.10.23解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。) H25.3.5～H25.7.10～: 部駒町～H27.10.23解除: 福島市(旧佐倉村及び旧保村の区域に限る。) H25.3.23～H25.7.10～: 部駒町～H27.10.23解除: 福島市(旧里塚村の区域に限る。) H25.1.4～H25.5.17～: 部駒町～H27.10.23解除: 伊達市(旧本村及び旧富野村の区域に限る。) H25.1.4～H25.7.10～: 部駒町～H27.10.23解除: 福島市(旧田村及び旧平野村の区域に限る。) H25.1.4～H25.7.10～: 部駒町～H27.10.23解除: 本宮市(旧和沢村(白沢村)の区域に限る。) H25.12.18～H27.5.2～: 部駒町～H27.10.23解除: 南相馬市(旧田村の区域に限る。) H26.12.17～H27.5.23～: 部駒町～H26.3.25解除: 本宮市(旧白岩村に限る。) H26.12.17～H27.5.25解除: 大玉村(旧大山町に限る。)
大麦	(平成23年度)	H28.1.17～: 福島市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 伊達市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.26～: 福島市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.12.9～: 一本松市(旧田村町の区域に限る。) H28.12.9～: 伊達市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.12.9～: 伊達市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.12.9～: 伊達市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.14～: 伊達市(福島第一原水力発電所の区域に限る。)

※██████████の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成29年3月31日現在

ノウサギの肉	H25.1.30～：全城
ヤマドリの肉	H24.11.15～：全城

*[*****]の箇所は、出荷制限の対象

山県	出荷制限	
肉 クマの肉	H24.8.10～H28.3.17に掛ける： 全域 〔他の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。〕	
茨城県	出荷制限	
原乳	H23.3.23～4.10解禁：全境	
ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解禁：全境（下記の地域を除く。） H23.3.21～4.16解禁：北京市、高麗市	
カキナ	H23.3.21～4.17解禁：全境	
ハゼリ	H23.3.23～4.17解禁：全境	
野菜類	H24.4.9～： 那須市、小美玉市 H24.4.9～： 筑西市、伊势崎市 H24.4.9～： 大洗町、守谷市 H24.4.9～： 行方市、鉾田市、小美玉市	
タケノコ	H28.10.4～： 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H28.11.10～： 猿島町、阿見町	
原木シタケ(露地栽培)	H24.4.8～： 那珂大市、守谷市、つくばい町 H24.4.9～： 大洗町、守谷市	
原木シタケ(施設栽培)	H28.10.14～H28.8.16～： 那珂市、つくば市、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕	
コシアブラ	H28.11.10～： 那珂市、つくば市(原木のものに限る。) H24.5.10～： 常陸大宮市(原木のものに限る。)	
水産物	H24.7.5～H27.10解禁： 最大高瀬時海岸線より福島栄城両県界の正東の端、我が国他の経済水域の外縁線、北緯36度30分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5～H25.2.8解禁： 北緯36度38分の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線より茨城県・茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域	
ズキン	H24.4.13～H27.1.16解禁： 最大高瀬時海岸線より福島栄城両県界の正東の端、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上に茨城千葉田県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
シロバハル	H24.4.13～H27.1.16解禁： 最大高瀬時海岸線より福島栄城両県界の正東の端、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上に茨城千葉田県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ニペ	H24.4.17～H28.5.14解禁： 最大高瀬時海岸線より福島栄城両県界の正東の端、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上に茨城千葉田県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ	H24.11.9～H26.11.20解禁： 最大高瀬時海岸線より福島栄城両県界の正東の端、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上に茨城千葉田県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ	H24.4.17～H27.1.20解禁： 最大高瀬時海岸線より福島栄城両県界の正東の端、我が国他の経済水域の外縁線、北緯36度30分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～H24.4.30解禁： 北緯36度38分の線、我が国他の経済水域の外縁線、最大高瀬時海岸線より茨城県・茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域	
コモンカバ	H24.1.1～H27.1.16解禁： 最大高瀬時海岸線より福島栄城両県界の正東の端、我が国他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
アメカナマズ(稚稚を除く。)	H24.4.17～ 巻貝、北海道及び沖縄県(陸揚焼組立)にこれらの適用に付し再び適用せば(以下略)	
ギンブナ(稚を除く。)	H24.4.17～H27.3.24解禁： 西ヶ浦、北越及以外洋漁港並びにこれらの沿岸に流入する河川口及び陸利根川	
ウナギ	H24.5.7～H28.3.30解禁： 茨城県内の那珂川(支流を含む。)	
肉 イノシシの肉	H28.11.2～： 茨城県内の神代川の最も大潮の下り(支流を含む。ただし、栗駒川、波波川及び北運河に遡る河川及び千曲利根川を除く。) H23.12.1～： 朝霞町・金崎町(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
その他 茶	H23.8.2～H25.1.1解禁： 結城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶼市、墨来市、守谷市、筑西市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、同喜町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.8.2～10.16解禁： 古河市、常磐市、坂東市、八千代町、猪俣町 H23.8.2～H24.4.9解禁： 大子町 H23.8.2～H24.2.3解禁： 常陸太田市、常陸大宮市 H23.8.2～H24.3.30解禁： 石岡市、那珂市、城里町 H23.8.2～H24.5.30解禁： 鉾田市 H23.8.2～H24.7.24解禁： 水戸市 H23.8.2～H24.8.20解禁： 高萩市 H23.8.2～H24.8.12解禁： 日立市 H23.8.2～H24.9.2解禁： 茨城町 H23.8.2～H25.3.29解禁： 牛久市 H23.8.2～H25.3.29解禁： 土浦市、北茨城市、笠間市 H23.8.2～H25.6.17解禁： 小美玉市	
棚木県	出荷制限	
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解禁： 那須塩原市、塩谷町 H23.3.21～4.27解禁： 全境	
カキナ	H23.3.21～4.14解禁： 全境	
原木シタケ(露地栽培)	H24.2.16～： 那須塩原市、矢吹町 H24.2.16～： 那須塩原市、高根町、那須町 H24.4.10～H24.7.8～： 那須町、笠置町 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H24.4.10～H27.8.1～： 那須町、外宮町 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H24.4.10～H28.8.1～： 那須町、各ぐるみ町 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H24.4.11～H28.8.1～： 那須町、各子町 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H24.4.11～H27.2.20～： 日光市、大根原町 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H24.4.12～： 足利市、上三郷町 H24.4.12～： 那須町、那珂川町 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H24.4.12～H27.12.1～： 那須町、真壁町 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H24.4.12～H28.8.1～： 那須町、真壁町 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H24.4.12～H28.12.2～： 那須町、真壁町 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H24.4.13～H27.2.20～： 日光市、大根原町 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H24.4.13～H27.7.7～： 那須町、那須舟町を除く。 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H24.4.15～H28.10.24～： 那須塩原市、那須塩原町 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H24.4.15～H28.10.23～： 那須町、矢板町 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H24.4.10～H27.7.8～： 那須町、大田原町 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H24.4.10～H27.8.20～： 那須町、大田原町 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H24.4.12～H27.8.20～： 那須町、各ぐるみ町 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H24.4.12～H28.8.1～： 那須町、各子町 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H24.4.14～H28.4.15～： 那須町、真壁町 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H24.4.15～H27.6.5～： 日光市、大根原町 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H24.11.30～H28.10.24～： 那須町、那須舟町 〔ただし、県の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。〕 H22.11.7～： 那須町、矢板町 H22.11.8～： 大田原町、那須塩原町 H23.11.4～： 那須町、佐野市、高根町、さくら市、那須烏山市、上三郷町、笠置町、市原町、芳賀町、高根町 H24.11.9～： 宇都宮市 H24.11.9～： 生毛町	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.11.4～： 那須塩原市、日光市 H24.10.4～： 大田原町 H24.10.4～： 笠置町 H24.10.4～： 高根町 H24.10.4～： 那須町 H24.11.8～： 笠置町 H24.11.8～： 大田原町	
野菜類	Kiコロ(野生のものに限る。) タケノコ クリサツ(二年草) クリソチム(多年草) ララ/メ(野生のものに限る。) ワラビ(野生のものに限る。)	H24.8.2～： 那須塩原市 H24.8.2～： 那須塩原市、那須町、茂木町、竹原町 H24.8.2～： 大田原町 H24.10.2～： 那須町、茂木町 H24.8.2～： 那須塩原市、那須町、茂木町、竹原町 H24.8.2～： 那須町、茂木町、竹原町 H24.8.2～： 那須町、茂木町 H24.8.2～： 那須町、那須塩原市 H24.8.2～： 那須町、茂木町、竹原町 H24.8.2～： 那須町、茂木町、竹原町 H24.8.2～： 那須町、茂木町、竹原町 H24.8.2～： 那須町、那須塩原市 H24.8.2～： 那須町、茂木町、竹原町 H24.8.2～： 那須町、茂木町、竹原町 H24.8.2～： 那須町、那須塩原市 H24.8.2～： 那須町、茂木町、竹原町 H24.8.2～： 那須町、茂木町、竹原町 H24.8.2～： 那須町、那須塩原市 H24.8.2～： 那須町、茂木町、竹原町 H24.8.2～： 那須町、那須塩原市 H24.8.2～： 那須町、茂木町、竹原町 H24.8.2～： 那須町、那須塩原市 H24.8.2～： 那須町、茂木町、竹原町 H24.8.2～： 那須町、那須塩原市 H24.8.2～： 那須町、茂木町、竹原町 H24.8.2～： 那須町、那須塩原市 H24.8.2～： 那須町、茂木町、竹原町 H24.8.2～： 那須町、那須塩原市 H24.8.2～： 那須町、茂木町、竹原町
コシアブラ(野生のものに限る。)	H24.8.1～： 那須町、日光市 H24.8.1～： 那須町 H24.8.1～： 那須町、茂木町 H24.8.1～： 那須町、茂木町、竹原町 H24.8.1～： 那須町、茂木町、竹原町 H24.8.1～： 那須町、茂木町、竹原町 H24.8.1～： 那須町、茂木町、竹原町	
サンショウ(野生のものに限る。)	H24.8.1～： 那須町 H24.4.27～： 大田原町、矢板町 H24.8.1～： 那須町	
ゼンマイ(野生のものに限る。)	H24.8.7～： 那須町 H24.4.27～： 大田原町、矢板町 H24.8.1～： 那須町	
タラノメ(野生のものに限る。)	H24.8.2～： 那須町 H24.8.1～： 那須町	
ワラビ(野生のものに限る。)	H24.8.1～： 大田原町、那須市 H24.8.1～： 那須町	
クリ	H24.9.14～H28.3.1解禁： 那須塩原市 H24.9.18～H28.3.1解禁： 大田原市	

※ の箇所は、出荷制限の対象

静岡県		出荷制限
水産物	ヤマメ(稚稚を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解禁：相模川内の奥多摩川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、奥多摩川との合流点から下流の部分に限り。) H24.11.10～H25.3.26解禁：相模川内の奥多摩川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H25.6.20～H25.12.17解禁：相模川内の奥多摩川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H25.8.30～H25.7.23解禁：相模川内の奥多摩川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～H24.5.26解禁：大芦川(支流を含む。ただし、芦井川及びその支流を除く。) H24.5.20～H24.5.26解禁：大芦川(支流を含む。ただし、芦井川及びその支流を除く。)
肉	ウグイ(稚稚を除く。)	H24.5.20～H24.5.26解禁：大芦川(支流を含む。ただし、芦井川及びその支流を除く。)
牛の肉		H23.8.2～H23.8.25～解禁：金枪(魚の定める比倒：漁業許可にに基づき管理される牛の肉を除く。)
イノシシの肉		H23.12.2～H23.12.5～解禁：金枪(魚の定める比倒：漁業許可にに基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
シカの肉		H23.12.2～解禁：
その他	茶	H23.8.2～H24.6.1解禁：相模木 H23.8.2～H25.3.26解禁：大芦原市 H23.8.2～H25.5.31解禁：相模市
群馬県		出荷制限
水産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解禁：全域
農産物	カキナ	H23.3.21～4.8解禁：全域
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.10.9～：高田市、高崎市、館林市 H24.10.10～：高山村 H24.10.10～：安中市 H24.10.13～：伊势原市 H24.11.13～：みなかみ町
水産物	ヤマメ(稚稚を除く。)	H24.4.27～H24.4.19解禁：利根川(支流を含む。) H24.4.27～H24.5.12解禁：小川(支流を含む。)及び純ノ木川(支流を含む。)
イノシシの肉		H24.4.9～：利根川(うち利根川の支流を含む。) (24.6.8～H24.4.19解禁：利根川(うち利根川の支流を含む。))
肉	イノシシの肉 クマの肉 シカの肉 ヤマドリの肉	H24.5.10～：金枪 H24.5.10～：金枪 H24.5.14～：金枪 H25.1.29～：金枪
その他	茶	H23.8.30～H24.3.28解禁：相生市 H23.8.30～H25.6.26解禁：利根川
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：饭能市、青梅市 H24.10.29～：ときがわ町 H24.11.5～：越山町
千葉県		出荷制限
水産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解禁：旭市、取手市、多古町
タケノコ	シメジ、キンサンバイ、サンチュ ハセリ セルリー	H23.4.4～4.22解禁：旭市
農産物	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解禁：市原市、木更津市 (24.4.5～H23.1.14解禁：室町) (24.4.5～H23.5.21解禁：佐野市) (24.4.11～H23.1.22解禁：柏市、白井市) H24.4.11～H25.10.23解禁：八千代市 H24.4.12～H25.10.23解禁：船橋市 H24.4.18～H25.10.23解禁：三山市
水産物	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.11～：君津子市 H23.10.14～H23.10.14～：部瀬名、君津市(ただし、魚の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.11.8～：越山町
水産物	原木シタケ(施設栽培)	H23.12.22～H23.10.14～：部瀬名、印旛宿(ただし、魚の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.10～：白井市 H24.4.10～：八千代市 H24.5.16～H25.3.19～：部瀬名、君津市(ただし、魚の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H25.10.14～：部瀬名、君津市(ただし、魚の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.16～H25.2.15～：部瀬名、千葉市(ただし、魚の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.5.16～H25.3.19～：部瀬名、君津市(ただし、魚の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H25.3.19～：部瀬名、君津市(ただし、魚の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.12.14～H25.10.14～：部瀬名、君津市(ただし、魚の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除外。)
水産物	ギンブナ コイ ウナギ	H24.7.19～：平塚港及び平塚港に流入する兩用(支流を含む。)、平塚川(支流を含む。) H25.7.9～：平塚港及び平塚港に流入する兩用(支流を含む。)、平塚川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H25.11.2～H25.3.18～：千葉県内の利根川のうち利根の大網の下流(支流を含む。)及び印旛水門の上流、西堀用水第一透水槽場及び印旛水門の下流、八潮川、与田通港及び与田通川を除く。)
その他	茶	H23.8.2～5.7解禁：大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解禁：鎌浦町 H23.8.2～H24.5.25解禁：野田市、富士市、山武市 H23.8.2～H25.5.13解禁：成田市
神奈川県		出荷制限
水産物	茶	H23.8.2～5.29解禁：南足柄市 (23.8.2～5.29解禁：松田町、山北町) H23.8.2～12.6解禁：相模原市 H23.8.23～10.26解禁：中井町 H23.8.27～10.26解禁：中井町 H23.8.2～11.10解禁：小田原市 H23.8.2～H24.10.19解禁：鶴見港
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～：金城(佐渡市及び島島漁港を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.29～：富士吉田市、笛置町口頭町、鳩泽村
長野県		出荷制限
水産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.29～：豊野沢町、御代田町 H24.10.1～：小坂町、南砺市(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.1.20解禁：小坂町、南砺市(マツタケに限り。) H25.10.1～：飯山市(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.1.20解禁：飯山市(マツタケに限り。) H25.10.1～：小坂町(マツタケを除く。) H25.10.1～：南砺市(マツタケを除く。) H25.10.1～：飯山市(マツタケを除く。) H25.10.1～：南砺市(マツタケを除く。) H25.10.1～：飯山市(マツタケを除く。) H25.10.1～：南砺市(マツタケを除く。)
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.6～：金城(佐渡市及び島島漁港を除く。)
福岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H25.10.3～：富士吉田市、富士河口湖町、鳩泽村 H26.10.7～：御殿市

※□の箇所は、出荷制限の対象

参考資料3

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成29年3月31日現在

福島県	摂取制限
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等） H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） 結球性葉菜類（キャベツ等） H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.4解除：いわき市 H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、柏葉岐村、只見町 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） H23.4.13～：飯館村 H23.8.6～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る） H23.9.15～：いわき市、棚倉町 H23.9.20～：南相馬市 水産物 イカナゴの稚魚 H23.4.20～H24.6.22解除：全域 ヤマメ（養殖を除く。） H24.3.29～：新田川（支流を含む。） 肉 イノシシの肉 H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※□の箇所は摂取制限の対象